

令和6年度

監査指摘事項等に対する措置状況

(財政援助団体等監査)

令和7年5月31日現在

目 次

財政援助団体等名（担当課等名）

監査対象

公益社団法人西都市シルバー人材センター
（市民課・福祉事務所）

西都市シルバー人材センター運営費補助金
（西都市福祉関係団体運営費補助金）
学習等供用施設あいそめ館指定管理料

一般社団法人西都市観光協会
（商工観光課）

西都市観光協会補助金
西都原ガイドンスセンター指定管理料

※ 当局から報告された措置状況等は、令和7年5月31日現在です。

財政援助団体等名
担当課等名
監査実施日

公益社団法人西都市シルバー人材センター
市民課、福祉事務所
令和6年10月31日

指摘事項	措置状況等
指摘事項なし	

財政援助団体等名
担当課等名
監査実施日

一般社団法人西都市観光協会
商工観光課
令和6年12月19日

指摘事項・意見等	措置状況等
令和5年度西都原ガイダンスセンターこのはな館の指定管理における収支決算についてはマイナス決算となっている。同センターにおける西都市観光協会の自主事業に係る電気・水道料金を指定管理経費より支出していたことによるものであるため、指定管理における決算については、商工観光課で十分精査されるとともに指定管理者への指導をされたい。	年次報告書等の十分な精査を行い、必要に応じて、適切な指導を行っていく予定です。
西都原ガイダンスセンターこのはな館の管理に関する基本協定書第9条では管理日誌の備え義務があるがなされていない。また、同仕様書における管理運営の状況報告もなされていない。指定管理における協定書及び同仕様書の厳守事項については、確実に履行されるよう指導されたい。	協定書及び仕様書等の厳守事項の進捗状況に関して、指定管理者に対して定期的な確認を行っていく予定です。